

◎佐賀県条例第24号

佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当</u>、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。</u></p> <p>7～12 略</p> <p>第8条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における<u>日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2</u></p>	<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、別に知事が定める旅行について、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを取り消し、若しくは変更することができる。</u></p> <p>6 略</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>旅行諸費</u>、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>旅行諸費は、目的地内における移動に係る費用（以下「地域内交通費」という。）及び通信連絡に係る費用（第24条第4号において「通信連絡費」という。）について、それぞれ旅行中の日数及び旅行中に旅行者が費用を負担し通信連絡を行った日数に応じ1日当りの定額により支給する。</u></p> <p>7～12 略</p> <p>第8条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における<u>旅行諸費（地域内交通費に限る。）及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超え</u></p>

改正前	改正後
<p>に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</p> <p>2 略 (旅費の請求手続)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会計管理者等は、<u>前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 第1項に規定する請求書及び必要な添附書類の種類、記載事項及び様式、<u>第2項及び第3項に規定する期間は、別に知事が定める。</u> (日当)</p> <p>第17条 <u>日当の額は、別表第1の定額による。</u></p> <p>2 <u>鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。</u></p> <p>3 <u>鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。</u></p>	<p>る日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</p> <p>2 略 (旅費の請求手続)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第3条第4項又は第5項の規定により旅費を支給する場合（職員以外の者に支給する場合に限る。）は、前2項の規定にかかわらず、別に知事が定める手続により旅費を支給することができる。</u></p> <p>4 会計管理者等は、<u>第2項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに<u>第2項及び第4項に規定する期間は、別に知事が定める。</u> (旅行諸費)</p> <p>第17条 <u>旅行諸費の額は、次項及び第3項に規定する額を合計した額とする。</u></p> <p>2 <u>公共交通機関を利用する旅行の場合は、地域内交通費として別表第1の額を支給する。</u></p> <p>3 <u>公務上の必要により旅行中に旅行者が費用を負担し通信連絡を行った場合は、1日につき100円を支給する。</u></p>

改正前	改正後
<p>(着後手当)</p> <p>第21条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</p> <p>2 警察職員が県内の赴任に伴い住所又は居所を移転した場合における着後手当の額については、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額による。</p> <p>(1) 新在勤地に到着後直ちに公舎を利用できる場合又は交番、駐在所若しくは自宅に入る場合には、<u>日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額</u></p> <p>(2) 前号に規定する以外の場合で、赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満のときは、<u>日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額</u></p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第22条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額</p> <p>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに<u>日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の<u>日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額</u>。但し、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を</p>	<p>(着後手当)</p> <p>第21条 着後手当の額は、<u>知事等にあつては15,000円に、9級以下の職務にある者にあつては11,000円にそれぞれ赴任に伴い住所又は居所を移転した地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額を加えた額</u>による。</p> <p>2 警察職員が県内の赴任に伴い住所又は居所を移転した場合における着後手当の額については、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額による。</p> <p>(1) 新在勤地に到着後直ちに公舎を利用できる場合又は交番、駐在所若しくは自宅に入る場合には、<u>4,400円に宿泊料定額の2夜分に相当する額を加えた額</u></p> <p>(2) 前号に規定する以外の場合で、赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満のときは、<u>6,600円に宿泊料定額の3夜分に相当する額を加えた額</u></p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第22条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額</p> <p>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに<u>旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の<u>旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額</u>。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、</p>

改正前			改正後								
<p>こえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第1号アからウまでの規定による日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(近距離旅行の旅費)</p> <p>第24条 在勤公署又は住所若しくは居所からの路程が8キロメートル未満の旅行については、旅費は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(目的地内の旅行の旅費)</p> <p>第25条 目的地内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</p> <p>別表第1 (第17条、第18条、第19条、<u>第21条</u>、第24条関係) 日当、宿泊料及び食卓料の定額</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>日当 (1日につき)</td> <td>略</td> </tr> </table>			区分	日当 (1日につき)	略	<p>2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第1号アからウまでの規定による旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(近距離旅行の旅費)</p> <p>第24条 在勤公署又は住所若しくは居所からの路程が8キロメートル未満の旅行については、旅費は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第17条第3項の規定に該当する場合には、旅行中に旅行者が費用を負担し通信連絡を行った日数に応じた額の通信連絡費</u></p> <p>(目的地内の旅行の旅費)</p> <p>第25条 目的地内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行諸費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</p> <p>別表第1 (第17条、第18条、第19条、第24条関係) 地域内交通費、宿泊料及び食卓料の定額</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>地域内交通費 (1日につき)</td> <td>略</td> </tr> </table>			区分	地域内交通費 (1日につき)	略
区分	日当 (1日につき)	略									
区分	地域内交通費 (1日につき)	略									

改正前			改正後		
				県内旅行 の場合	県内旅行 以外の場合
知事等	3,000円		知事等	750円	1,500円
9級以下の職務 にある者	2,200円		9級以下の職務 にある者	550円	1,100円
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐賀県職員等の旅費に関する条例の規定は、令和4年1月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。